第5回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和元年8月9日(金)午後2時59分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
出席委員(11名)	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(0名)				
│ │ │ 推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
证是安良(04)	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第 18 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 第 19 号議案 非農地の現況証明について 第 20 号議案 農用地利用集積計画の決定について 第 21 号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知	1について		

日 程	発言者	発		要	Li El
日 住 1 開会 2 議事録署名委員の指名	事務局 会長 議長 (議長)	在 だ今の 第 5 和 を行います。	回農業委員会の定例総合をお願い致します。 「意からいます。」である。「意からない。」である。「意からない。」である。「意うない。」である。「意味を報告をいる」では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	会を開催導役は、 名の先導役は、 名の先導役は、 名の先導役は、 を開催にない。 は、にあたり は、にあたり。 は、にの。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	す。農業委員会憲章の唱 10 番土海委員でござい だ今の番土海委員は、全員は、足数から の出席者が会長がよりまして、といまがす。 はいまして、だいまがまから はいまります。おいまがまがままから。 はとおります。おいまがまがままから。 はといまがままからままがまままからまます。 はなりまして、だいまがままないまだ。 はなりままがまままます。 はなりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
3 報告事項	(議長)	はい、ご異議無い様でございま 次に日程3番、報告事項に入り	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
報告事項 第1号		いますが。それでは事務局の方か	ら説明してください。		
賃貸借の解約等の通知につい	事務局	報告事項第 1 号「賃貸借の解約	り等の通知について」:	を説明します。次	てのとおり、農地法第 18

7 4 議事

条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告 するものでございます。

番号1 権限の種類 農地法。通知者 貸人 倉吉市●●。借人 高辻●●。土地の表示 大字 高 辻――、地目 畑、面積 1,487 ㎡。同じく大字 高辻――、地目 畑、面積 67 ㎡。同じく大字 高 計──、地目 畑、面積 13 m。3 筆ありますが、一体の農地であります。合意の成立日は令和元 年7月10日、土地の引き渡し日は同日であります。

番号 2 権限の種類 農地法。通知者 貸人 佐美●●。借人 佐美●●。土地の表示 大字 佐 姜――、地目 田、面積 1.072 ㎡。合意の成立日は令和元年 7 月 11 日、土地の引き渡し日は同日 であります。

番号3 権限の種類 農地法。通知者 貸人 佐美●●。借人 佐美●●。土地の表示 大字 佐 美――、地目 田、面積 1,072 ㎡。合意の成立日は令和元年 7 月 11 日、土地の引き渡し日は同日 であります。以上であります。

以上で説明を終わります。何れの内容につきましても、記載のとおりでございます。事務局長 の専決により受理致しております。なお、皆さんの方からお尋ねがございましたら、挙手の上、 発言をしてください。

ございませんか。それでは質問意見等、無い様でございます。これは報告事項でございますの で、ご了承をお願い致します。

続きまして日程4番、議事に入ります。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請に ついて」を議題と致します。それでは事務局より、説明をお願いします。

議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農 地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったので、これを許可する ことについて、本委員会の議決を求めるものです。

番号1 護受人は宇野●●、譲渡人は 田後●●。土地の所在 大字 赤池――、地目は台帳・ 現況とも田、利用状況 田、面積 1,713 m。表に記載の番号 2 の土地との交換で、権利取得後の 経営面積は129アールであります。

番号2 譲受人は田後●●、譲渡人は 宇野●●。土地の所在 大字 上浅津――、地目は台帳・ 現況とも田、利用状況 田、面積 865 ㎡。同じく 大字 上浅津――、地目は台帳・現況とも田、

議長

(議長)

議案第18号

農地法第3条の規定による許 事務局 可申請について

議案第 19 号

議長

非農地の現況証明について

(議長)

事務局

利用状況 田、面積 1.559 ㎡。表に記載の番号1の土地との交換で、権利取得後の経営面積は 301 アールであります。以上です。

それでは事務局の説明が終わりました。ただ今より、議案第18号についての質疑を行います。 皆さんの方から質疑はございますか。

無い様でございます。それでは質疑を終結し、採決を行います。議案第18号「農地法第3条 の規定による許可申請 | に対する可否決定についてでございますが、原案のとおり認める事に賛 成の方は挙手をお願い致します。

《全員举手》

はい。全員が挙手でございます。従いまして、議案第18号「農地法第3条の規定による許可 申請しにつきましては、原案のとおり可決をされました。

続きまして、議案第19号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは事務局 より説明をしてください。

議案第19号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第2条第1項 に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地である ことの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。

(資料は 4-1.4-2 頁)

番号1 土地の所在 大字 門田――、地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 1,469 ㎡。申請人は 門田●●。昭和56年頃、梨を栽培していた父が病気となり、以降農地として利用していないも のであります。

頁をめくって頂き、4-1 が航空写真による位置図でございまして。佐美の知坂から農道を上が って行った所であります。赤く縁取りしておりますけれども、右の方側ですね。ご覧頂けますか ね。白く見えているのが農道でして、右下の方が佐美から上がって来る道と云う事になります。 それから、頁をめくって頂きまして 4-2。4-2 頁が現況写真であります。撮影場所は、佐美から 上がって行った三叉路附近で、この3枚とも写真を撮っております。

(資料は 4-3 から 4-5 頁)

番号 2 土地の所在 大字 宇野――、地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 14 ㎡。申請人は宇 野●●。こちらは昭和30年代から農地として利用せず、作業場・作業小屋として利用している 議長

横川委員

議長 山下昇委員

ものです。

議案書頁をめくって頂き 4-3。 4-3 が航空写真による位置図で、丸で囲っております真ん中辺に、14 ㎡でちょっと判り辛いので、もうちょっと詳しいもの、次の頁 4-4。 4-4 で詳細図と云う事で付けさせて頂いております。中央付近に赤く塗っておりますが、判りますか。屋根の赤瓦と混じってしまって判り辛いのかも知れませんけども。もう 1 枚めくって頂いて、4-5 頁が現況写真であります。現地は、この度の申請地と隣接地、南北両隣の土地に跨って作業小屋が建っていますので。この建屋の内側に 14 ㎡の土地があると云う状況でございます。以上であります。

それでは続いて、現地確認の報告をして頂きます。報告委員は、案件番号 1 番。この案件は 5 番の横川力委員。それから案件番号 2 番は、7 番の山下昇委員に現地確認の報告をして頂く訳でございますが、取り敢えずナンバー1 番の報告を横川力委員、報告してください。

はい。現地確認の報告をさせて頂きます。本日 13 時 30 分に長谷川会長、それから蔵本職務代理、それから山下昇委員、それから倉本哲男推進委員と私横川と、事務局 2 名の合計 7 名で現地を確認して参りました。

1番の門田の所ですね。此処の所を見ましたんですけど、長らく手が掛けられておらず山林化 しているために、容易に農地に復元する事は困難な状況であったと確認して参りました。以上で す。

はい。それでは番号2の案件、7番山下昇委員に報告をお願い致します。

はい。ちょっと座って、失礼します。まず位置としては、先ほど説明がありましたけども、資料 4-3 を見てください。4-3 が宇野の集落を写した写真です。上の方が日本海です。そして国道9 号線がずーっと、左の方から右の方に走っております。右の方は泊方面に行く方です。中央部分に赤いマジックで丸がしてありまして、非常に中心の分かり難い所ですが。それを更にズームアップしたものが4-4です。一枚めくって頂いて。まあこれでもちょっと分かり難い様な感じですけども。赤いマジックで細長く囲ってある所。小さい部分です。此処が現地の場所になります。それで、次の4-5 には、そこを写真で写してあります。真っ直ぐ北の方に向かっておりますけども。この作業小屋が建っております、建っている中の一部に、点々で写真の所に印が付いておりますが。その上を被って作業小屋が建っていると。まあ、この様な状況です。

その様な事でして、此処は30年代位から既に農地として利用はされていない様です。現地は

議長

山本正義推進委員 議長

山本正義推進委員

議長

山本正義推進委員

事務局

議長

事務局

議長

蔵本職務代理

20 年以上に亘り作業小屋として使われており、農地に復元する事は困難な状況ですので、非農地に認める事に問題は無いと思います。以上です。

はい、ご苦労様です。以上で現地確認の報告を終わります。ただ今から、それでは質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。

ちょっと。

山本正義推進委員どうぞ。

分からないんだけど。この宇野の分だけども。石で、家の前だけども。これで非農地に出来る ものか。4-5 を見れば、家と家の間になってるんだけども。こんな事が出来るんかいなと思って。 はい、そのあたり説明をしてください。

それで分からんので、ちょっと聞いてる訳だけども。うちの所もこんなのが段々とある、出て 来るんでね。

よろしいですか。

はいどうぞ、説明してください。

回答させていただきます。当初は、いわゆる生業の作業のための小屋と云う事で建てておられたと思うんですよ。農業だろうが漁業だろうが、作業をされると云う事で。で、通常2アール未満の届出と云う事で、農地のまま作業小屋を建てたりしますね。これ、手続きをされてるかどうかは、もう、昔の話しなので分からないですけども。そこは取り敢えず置いておいたにしても、作業するために小屋を建てて、それで利用されると云う事は一般的によくある話ですので。ただその場合、地目変更までをするのかしないのかと云う事は、色んなケースによってまちまちなんですけども。少なくとも今の、現在の状況では、農業なり漁業なりに使う小屋では無くなっているものですから、正式に地目を変えようと云う流れになったと云う風に、事務局の方は理解をしております。

えーと、委員の中でご近所にお住いの蔵本職務代理の方から、補足がありましたら。

多分此処は、●●さんて云う方の土地になっちゃってると思うんです。だけど、そこの中に名 義が変えれなくて、申請人の土地がそのまま残ったもので。どう云う感じか、今何で出て来たか 分からないですけど。申請人の方がそれは、移譲の関係で、変えられる様になったんじゃないか と思います。名義人がね。申請人に変わったので、それで非農地の申請が出て来たかなと思いま

す。 議長 はい。えっと、山本推進委員。今の説明、両名の説明でどうですか。 山本正義推進委員 はぁ、何だか意味が解らん。 議長 じゃあ、もうちょっと細やかに説明を。 事務局 元々建てた段階では、作業小屋として建てたと云う事で伺ってますので。やっぱり農業のため に、それの作業をするための小屋と云う事で建てられたと思うんです。それを考えれば、目的が 農業のためと云う事であれば、200 m未満の土地に建物を建てる事は可能ですのでね。許可不要 でね、出来ますから。そう云う事で建てられたんだと云う風に想定され得るものであります。ま、 それ以上の事は、詳しい中身と云う事は分からないですけれどもね。 山本推進委員どうですか、良いですか。 議長 山本正義推進委員 ええ。 議長 それでは、質疑に戻ります。その他の方、質問ございませんか。他に質問ございませんか。 無い様でございますので、これを持ちまして質疑を終結して採決を行います。 議案第 19 号 「非 農地の現況証明」について、原案のとおり認める事に賛成の方は、挙手をお願い致します。 《全員举手》 はい。全員の方が挙手でございます。従いまして議案第19号「非農地の現況証明」につきま しては、原案のとおり決定を致します。 議案第20号 続きまして、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。それで (議長) 農用地利用集積計画の決定に は、事務局より説明をしてください。 ついて 事務局 議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用 集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の 意見を求めるものです。公告予定日は令和元年8月15日であります。 (資料は、5-1.5-2頁) 頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は借り人4、貸し人 5 であります。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年以上6年未満が3件で4.129 mg。それか

> ら 6 年以上 10 年未満が 2 件で 6,514 ㎡です。設定作物等面積は、水田として利用が 3,157 ㎡。 転作田として利用が 972 ㎡。普通畑として利用が 6,514 ㎡。利用権設定面積率は 0.083%であり

ます。詳細については次の頁 6-2 の各筆明細一覧をご覧頂けますでしょうか。 「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た していると考えます。以上であります。 議長 はい。以上で説明を終わります。それでは各筆明細を、皆さんご覧頂きまして、お気づきの点 がございましたら、どうぞ質問意見等を頂きたいと云う風に思います。 質疑はございませんか。 ちょっと。 山田推進委員 山田推進委員、どうぞ発言してください。 議長 この、整理番号の3番の。松崎の●●さんが藤津の方の田んぼを、と云う事ですけど。今まで 山田推進委員 何時も、山本正義推進委員が草を刈っておられる田んぼの事かな。 山本正義推進委員 違うんじゃないかな。違う様な気がする。 山田推進委員 野方の処理場の1個か2個か先の。 山本正義推進委員 2個。 前も、農業委員会に出てた所でしょ。何とかしてと。 山田推進委員 事務局 そうですね。 議長 今の質問は。 山田推進委員 で、そこの田んぼはそれで、すごく荒れて悪い田んぼだったんだけど、作られるってかな。 議長 はい、じゃあ説明してください。 藤津――の田んぼは、今山田推進委員が仰られた、野方の農業集落排水処理場の上手、2枚目 事務局 辺りの上手だったと思うんですよ。すぐ隣は、こっちに居られない方の土地ですよね。 山本正義推進委員 いや、亡くなられて。 事務局 世帯が無い方の土地の隣の田んぼと云う事で。実際、草茫々だったんですけれども。この度の 借り入さんが、自分が作る田んぼが無くなっちゃってと云うか、水の便が悪くなっちゃって。中 興寺の方に田んぼを作っておられたんですけども、新しい道が出来ましたので、水の取り場やら 何やらと云うのが、条件が難しくなったものですから。作ってない田んぼがあるんだったらと云 う事で向かわれたと云う事です。 議長 これは昔、20世紀梨の育成苗を作った。

山田推進委員 だった。ゴールドのな。 議長 3年苗をな。はい。と云う事で山田推進委員、よろしいですか。 場所がそこで。いや、割合広いなと思って。 山田推進委員 はい。その他皆さんの方から。はいどうぞ、徳岡推進委員、発言してください。 議長 1番の件ですけども、これは新規ですか。この借入ってね、活動されてますか。 徳岡推進委員 議長 そのあたりもじゃあ、合わせて説明してください。 事務局 この借人、活動されています。されてますと云う事をまず最初にお伝えをしておきます。それ から、利用権設定は新規です。以上です。 徳岡推進委員 後もう一つね、整理番号2番と4番の借人ですが。これ、担い手さんですか。普通の一般の農 家さんですか。 議長 そのあたり、説明してください。 事務局 はい。若い方なんですけども。どうも詳しい事は、うちの方は分かってないんですが。地主さ んから頼まれて、じゃあ向かってみようかと云う事で向かわれる。どうも地主さんの親族関係の 方ではないかな、と云う雰囲気でした。 地主と云ったら●●さん。 徳岡推進委員 事務局 住所、一緒ですのでね。場所、一緒です。 徳岡推進委員 2番と4番の地主は兄弟だな。 はい。だから兄弟で、それぞれ浜畑がありますけども。耕作が出来ないものですから、荒れた 事務局 まま。芝生を期待しておられたんですが、芝生が打ち止めになっちゃったもので。ありゃ困った なと云う事で。 徳岡推進委員 この方が作られるってか。 事務局 作られると云う事で。 徳岡推進委員 ああ、そうかな。良かったな。はい、了解しました。 これは、かなりの面積だな。はい、それでは徳岡推進委員、良いですか。 議長 徳岡推進委員、 はい。ありがとうございます。 議長 その他に、ご質問ございますか。無い様でしたら、採決を行います。議案第20号「農用地利

用集積計画の決定」について、原案のとおり認める事に賛成の方は挙手をお願い致します。

		《全員举手》
		全員の方が挙手であります。従いまして、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」につき
		ましては、原案どおり決定を致します。
議案第 21 号	(議長)	続きまして、議案第 21 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。説明し
農用地利用配分計画の策定に		てください。
ついて	事務局	議案第 21 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農用地利用
		配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、
		本委員会の意見を求めるものです。
		(資料は、資料 1)
		お手元にお配りしております資料 1 農用地利用配分計画案の 1 枚をめくって頂きまして、 2 頁
		目でございます。
		番号1 権利の設定を受けるもの 宮内●●。土地の所在は 記載のとおりの2件、2筆で、面
		積合計が $2,437$ m^{2} で、 6 年 5 か月の使用貸借であります。
		次に、番号2から頁をめくって頂いて3頁目、番号5まであるんですけども。2から番号5ま
		で権利の設定を受けるものは同一であります。同一の宮内●●。土地の所在、並びに権利の種類・
		契約期間は 記載のとおりであります。番号 2 から番号 5 までの合計面積は $14,321~\mathrm{m}^2$ 。使用貸借
		による水稲栽培であります。番号、それぞれ2から5まで切っておりますのは、契約期間がそれ
		ぞれ違うために、同一の契約期間でまとめて番号立てをしております。番号5は、たまたま中間
		管理事業の契約期間が今年の 12 月末で終わる所を含んでいるため、5 ヶ月と云う様な形のもの
		になっておるんですけれども。期間がまちまちであります。
		なお、今の時期になりましたと云うのが、実はそれぞれ2人に受けて頂いている土地につきま
		しては、昨年耕作がなされてない田んぼでしたので。それぞれの方に中間管理の保全管理の事業
		委託がなされておりまして。草刈り・耕耘の保全管理作業を中間管理機構から請け負った上で、
		じゃあそこを作りましょうと云う事で、正式にこの度配分と云う流れになっているものでありま
		す。以上です。
	議長	それでは皆さん、質疑がありましたらどうぞ。
		私の方から聞いても良いかな。ここのお二方は認定農業者と云う事になる。となると耕作の助

成はどう云う絡みになるかな。前の議案の、一番最後の●●さんの分でも新規契約で、認定の認 と云う字が無いから。漏れは無いよな。ちゃんと配慮してあるよな。 事務局 よろしいですか。 議長 はいどうぞ。 回答と致しましては、それぞれですね、認定農業者の貸借につきましては、産業振興課の方の 事務局 水田担当の方が取まとめしておりますから。3年以上の契約で奨励金ですかね、町からの公的支 援が認定農業者に対してある分は、産業振興課の方が、それでカウントしてやっておりますので。 情報は共有しておりますので、きちっとなされるものと云う風に理解をしております。 議長 漏れる事は無いと。 事務局 はい。 議長 今までも漏れた事は無い。 事務局 いや、漏れているかどうかと云うのは。すみません、支給がされているかどうかと云う事も含 めて、農業委員会事務局は把握をしてませんので。 議長 だから、私が言いたいのは、例えばそう云う場合には、どこかにチェックが出来る様な何か、 予備欄の様な。 事務局 よろしいですか。 議長 どうぞ、説明を。 あくまで、今出て来ている議案は、産業振興課から「これを協議してください。」と云う形で 事務局 挙がって来ているものですので。 じゃあ大丈夫なのね。 議長 事務局 はい。 議長 と云う事で、大丈夫と。皆さん、もうご存知だと思うんですけども。認定農業者の方がこうし て農地を作る場合は、その時には今局長から説明がありましたけども、3年以上耕作契約されれ ば奨励金が出ます。そう云った事がね。私が今質問したのは、漏れたりはしないでしょうねと云 う事を今、確認のために聞いた訳です。そう云う風な制度があると云う事を皆さんにも知ってお いて頂きたい。 はいどうぞ、中村委員どうぞ。別の質問。

中村委員	いやいや、たまたまこの、●●さんの話が出たのでじゃないですけども。●●さん自身も野方
	に田んぼを買われたと。で、舎人の方でも去年作られた。去年からね。そこはね耕作出来てない
	ですよね。ちょっとまあ急に、これだけのね、量が増えて、今年は手が回らんので草刈りだけは
	しますからと云う話は受けてましてね。じゃお願いしますと云う話なんですけども。何処までの
	能力、って言ったら可笑しいですけどもね。そのあたり、なるのかな。気を付けながら、これも
	進めて行かんとね。沢山の土地で万歳しちゃったら、また大変な事になるのかなと思って今話を
	聞いてたんですけどもね。
議長	この話は、事務局が説明する前に話しますけども。私も事務局とは話をするんですけどもね、
	この方の能力はもう一杯一杯かなとか、この方の能力はまだ余裕があるかなとか云う話をするん
	ですよ。事務局の方もやっておると思いますけども。そのあたりを含めて説明してください。
事務局	大規模に作ってくださっている方に集めて行くしか、今方法がありませんので。
	そうですね、例えば舎人の辺りだったら、この方この方って云う事で、集めて行くしかないと
	云う状況があります。ただ、その場合にも、ご本人さんのご意向確認した上で「実は此処の田ん
	ぼが作ってもらえないかと云う話が出ていますけども、如何でしょうかね。」と云う事で、現地
	の状況も確認して頂いた上で、そこを受けても良いですよと、受けてくださった場合に契約をし
	ております。ちょっとむりって言われたら、そりゃ無理して作ってくださいとは言えませんので。
	例えば山上委員のところに此処どうですかと云う事で、例えばですよ。声を掛けさせて頂いて、
	そこだったら受けても良いよと云う事で回答があったものについて契約をする。そうじゃない場
	合には、残念ながらと云う話で、受け手が無いので地主さんの方に、受け手が今々無いので保全
	管理してくださいと云う様な事でお話をさせてもらうしか方法が無いんですけれども。
	まあそう云う事で、気持ちを伺った上で、出来る出来ないの判断は耕作者の方に確認をさせて

議長 中村委員 議長 と云う風な事務局の説明でした。

頂いています。と云う状況です。

来年を期待しています。

それでは、その他に別のご質問等々ありませんか。無い様でございます。それでは採決を行います。議案第 21 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認める事に賛成の方は挙手をお願い致します。

		《全員挙手》
		はい、全員の方が挙手でございます。従いまして議案第21号「農用地利用配分計画の策定」
		につきましては、原案のとおり可決をされました。
		以上で議事を終わります。
5 その他	(議長)	それではその他に入ります。9月の定例総会についてお諮りをします。それでは説明してくだ
		さい。
	事務局	○ 9月定例総会
		9月6日(金)午後3時00分から 第3会議室
		○ 8月農家相談会について 8月16日(金)9:00~正午 第3会議室
		当番は、横川 力 委員、蔵本孝広 職務代理、山本美代子 推進委員
		○ 各部会報告
		• 農地対策部会 中村部会長 報告
		· 農政広報部会 山下昇部会長 報告
		○ ジャンボタニシ対策について
		横川委員から被害対応についての問題提起
6 閉会	議長	以上を持ちまして、総会を終了します。
		(閉会 午後4時11分)